

改正案	現 行
<p>9B 特例旧特定目的会社関係</p> <p><u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</u>（以下「会社法整備法」という。）第230条第1項に規定する特例旧特定目的会社に関する事務処理については、9A-1から9A-3まで、9A-5及び9A-6は適用せず、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">9B-1 届出等関係</div> <p>9B-1-1 （略）</p> <p>9B-1-2 登録事項に係る変更届出書の処理 変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) <u>新たに役員又は重要な使用人になった者が会社法整備法第233条第39項第1号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、同項に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>9B-1-3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 会社法整備法第230条第19項の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中「<u>資産流動化計画</u>の記載内容」を参考として審査するものとする。</p> <p>9B-1-4 資産流動化計画の変更の届出の処理 資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>会社法整備法第230条第22項の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中「<u>資産流動化実施計画</u>の記載内容」を参考として処理するものとする。</u></p> <p>9B-1-5 業務終了の届出の処理 会社法整備法第234条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、当該資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあった年月日を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、<u>同条第4項の規定により新たに特定目的会社としての設立の登記をしなければ、同条第10項の規定により登録を取り消すことに留意するものとする。</u></p>	<p>9B 特例旧特定目的会社関係</p> <p><u>「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</u>（以下「会社法整備法」という。）第230条第1項に規定する特例旧特定目的会社に関する事務処理については、9A-1、9A-2、9A-3、9A-5及び9A-6は適用せず、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">9B-1 届出等関係</div> <p>9B-1-1 （略）</p> <p>9B-1-2 登録事項に係る変更届出書の処理 変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) <u>新たに役員又は重要な使用人になった者が会社法整備法第233条第40項第1号ロ(1)から(6)のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、同項に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>9B-1-3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 会社法整備法第230条第19項の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>資産流動化計画</u>の記載内容」を参考として審査するものとする。</p> <p>9B-1-4 資産流動化計画の変更の届出の処理 資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>会社法整備法第230条第22項の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>資産流動化実施計画</u>の記載内容」を参考として処理するものとする。</u></p> <p>9B-1-5 業務終了の届出の処理 会社法整備法第234条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、当該資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあった年月日を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、<u>会社法整備法第234条第4項の規定により新たに特定目的会社としての設立の登記をしなければ、会社法整備法第234条第10項により登録を取り消すことに留意するものとする。</u></p>

9B-2 登録状況等に関する定期報告等

9B-2-1 (略)

9B-2-2 事業報告書

事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月までの間に事業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月までの間に事業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて報告するものとする。

9B-3 不動産の鑑定評価及び附帯業務の範囲

9B-3-1 不動産の鑑定評価の評価額

会社法整備法による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新法」という。）第40条第1項第8号イ及び第122条第1項第18号イの「不動産の鑑定評価の評価額」には、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価の結果として表示された価格のほか、特定資産となる建物が未竣工である場合における当該建物の竣工を前提として行う価格等調査の結果として表示された当該建物の価格が含まれる。

9B-3-2 附帯業務の範囲

特例旧特定目的会社が行うことができる業務として会社法整備法第233条第25項の規定により読み替えて適用する新法第195条第1項に定める「附帯業務」とは、特定資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「特定資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ又は返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

9B-4 行政処分を行う際の留意点

9B-4-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令、②会社法整備法第233条第39項の規定に基づく業務停止命令、③同項の規定に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条の規定に基づく報告徴収命令

① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング等）を通じて、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合においては、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改

9B-2 登録状況等に関する定期報告等

9B-2-1 (略)

9B-2-2 事業報告書

事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月の間に営業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて報告するものとする。

9B-3 附帯業務の範囲

(新設)

特例旧特定目的会社が行うことができる業務として、会社法整備法第233条第25項の規定により読み替えて適用する資産の流動化に関する法律（以下「新法」という。）第195条第1項に定める「附帯業務」とは、特定資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「特定資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

9B-4 行政処分を行う際の留意点

9B-4-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①会社法整備法第233条第39項において読み替えて適用する新法第218条に基づく違法行為等の是正命令、②会社法整備法第233条第40項に基づく業務停止命令、③会社法整備法第233条第40項に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条に基づく報告徴収命令

① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合においては、会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対

善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

① (略)

② 必要があれば、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令又は会社法整備法第233条第39項の規定に基づく業務停止命令若しくは登録の取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合等においては、次の①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特例旧特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

特例旧特定目的会社が、資産の流動化に係る市場に対する信頼性を大きく損なう等公益を著しく侵害していないか。

ロ. ～ト. (略)

② (略)

③ 軽減事由

上記①及び②の他に、行政による対応に先行して、特例旧特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条及び会社法整備法第233条第39項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月（金融庁との調整を要する場合は概ね2か月）以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ. 複数回にわたって会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ. (略)

(注2)・(注3) (略)

9B-4-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

違法行為等の是正命令、業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続を適切に実施すること。

応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

① (略)

② 必要があれば、会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 会社法整備法第233条第39項において読み替えて適用する新法第218条に基づく違法行為等の是正命令又は会社法整備法第233条第40項に基づく業務停止命令、登録の取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特例旧特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

特例旧特定目的会社が、資産の流動化に係る市場に対する信頼性を大きく損なう等公益を著しく侵害していないか。

ロ. ～ト. (略)

② (略)

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、特例旧特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

会社法整備法第233条第39項において読み替えて適用する新法第218条及び会社法整備法第233条第40項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月（金融庁との調整を要する場合は概ね2か月）以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ. 複数回にわたって会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ. (略)

(注2)・(注3) (略)

9B-4-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

違法行為等の是正命令、業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続を適切に実施すること。

また、いずれの場合においても、同法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならぬことに留意すること。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

9B-4-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、特例旧特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特例旧特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特例旧特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特例旧特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特例旧特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）特例旧特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づく報告書を受領したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

9B-4-4 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 会社法整備法第233条第43項の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。

①～⑦（略）

(2)（略）

9B-4-5 監督処分のお知らせ

(1) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の規定及び会社法整備法第233条第39項の規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。

(2) 会社法整備法第233条第43項の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督局長あて送付するものとする。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならぬことに留意すること。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

9B-4-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、特例旧特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特例旧特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特例旧特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特例旧特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特例旧特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）特例旧特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第217条第1項に基づく報告書を受領したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

9B-4-4 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 会社法整備法第233条第44項の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。

①～⑦（略）

(2)（略）

9B-4-5 監督処分のお知らせ

(1) 会社法整備法第233条第39項において読み替えて適用する新法第218条及び会社法整備法第233条第40項の規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。

(2) 会社法整備法第233条第44項の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督局長あて送付するものとする。

改正案

現行

9 B 特例旧特定目的会社関係
I. 資産流動化計画の記載内容

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
計画期間	内閣府令第5条二	業務開始期日として定める年月日又は登録年月日が当該開始期日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載又は記録（以下「記載」という。）があるか。	
特定資産（従たる特定資産を除く。）の取得に関する事項	内閣府令第10条三・四	取得予定時期及び取得予定価格（特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等（新法第40条第1項第7号又は次の事項を含む。））について記載があるか。	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">内閣府令第10条四イ</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">内閣府令第10条四ロ</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">特定資産が新法第40条第1項第8号イ又は第122条第1項第18号イに掲げる資産であるときは、新法第40条第1項第8号イ又は第122条第1項第18号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">特定資産が新法第40条第1項第8号ロ又は第122条第1項第18号ロに掲げる資産であるときは、新法第40条第1項第8号ロ又は第122条第1項第18号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果</div>	
特定資産の管理及び処分に関する事項	会社法整備法第230条④四 内閣府令第11条一	特定資産（従たる特定資産を除く。）の管理及び処分（以下「管理等」という。）に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に関すること（これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件）について記載があるか。	
	内閣府令第11条二	受託者に委託する予定の業務の種類、内容及び資産対応証券保有者等の利害に関する事項（取得される特定資産（従たる特定資産を除く。）が指名金銭債権の場合はその回収の方法、特定資産（従たる特定資産を	

9 B 特例旧特定目的会社関係
I. 資産流動化計画の記載内容

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
計画期間	内閣府令第5条二	業務開始期日として定める年月日又は登録年月日が当該開始期日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載又は記録があるか（以下「記載があるか」という。）。	
特定資産の取得に関する事項	内閣府令第10条三・四	取得予定時期及び取得予定価格（特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等（新法第40条第1項第7号又は第8号の事項を含む。））について記載があるか。	
特定資産の管理及び処分に関する事項	会社法整備法第230条④四 内閣府令第11条一	特定資産の管理及び処分（以下「管理等」という。）に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に関すること（これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件）について記載があるか。	
	内閣府令第11条二	受託者に委託する予定の業務の種類、内容及び資産対応証券保有者等の利害に関する事項（取得される特定資産が指名金銭債権の場合はその回収の方法、特定資産として取得される不動産を開発する場合はその開	

		除く。)として取得される不動産を開発する場合はその開発の予定期間及びその開発内容を含む。)についての記載があるか。	
その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	内閣府令第12条四・五 新法第211条規則第94条	資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容(借入金額、借入時期、借入期間、借入資金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。)並びに借入限度額について記載があるか。 また、会社法整備法第233条第35項において読み替えて適用する新法第211条の規定及び平成18年内閣府令第49号附則第10条第3項において読み替えて適用する規則第94条の規定に留意するものとする。	
	内閣府令第12条八・九	特定資産(従たる特定資産を除く。)を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容について記載があるか。 また、その内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	内閣府令第12条十一	発行される優先出資又は特定社債(以下「優先出資等」という。)の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(少人数私募)に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新法第40条第1項に規定する通知又は新法第122条第1項に規定する通知をするときに交付する旨について記載があるか。	
	内閣府令第12条十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資者保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。	

II. 資産流動化実施計画の記載内容
(略)

		発の予定期間及びその開発内容を含む。)についての記載があるか。	
その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	内閣府令第12条四・五 新法第211条規則第94条	資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容(借入金額、借入時期、借入期間、借入資金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。)並びに借入限度額について記載があるか。 また、会社法整備法第233条第36項において読み替えて適用する法第211条及び平成18年内閣府令第49号附則第10条第3項において読み替えて適用する規則第94条の規定に留意するものとする。	
	内閣府令第12条八・九	特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容について記載があるか。 また、その内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	内閣府令第12条十一	発行される優先出資又は特定社債(以下「優先出資等」という。)の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(少人数私募)に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新法第40条第1項に規定する通知又は同法第122条第1項に規定する通知をするときに交付する旨について記載があるか。	
	内閣府令第12条十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資者保護の観点から記載又は記録が必要な事項について記載があるか。	

II. 資産流動化実施計画
(略)